

平成25年度「連携・協働による消費者教育推進事業」における
消費者教育推進のための実証的共同研究 実施委託要綱

平成25年6月6日
生涯学習政策局長決定
改正 平成25年8月9日

1 趣旨

食の安全・安心を揺るがす事件や高齢者を狙った悪質商法、インターネット等を通じた消費者トラブルなど、消費者をめぐる問題の内容が複雑化している中で、消費者被害の現状にどのように対処するかという観点による教育のみならず、様々な情報を取捨選択し、適切に意思決定し行動できる、自立した消費者を育成する教育が求められている。

消費者教育については、消費者基本法及び消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定）にもあるように、国は「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる」必要がある。さらに、平成24年8月には消費者教育推進法（以下、「推進法」という。）が成立、12月に施行された。これを踏まえ、国全体での消費者教育の施策推進が一層求められている。

推進法では、基本理念において、「消費者教育を推進する多様な主体の連携を確保しつつ、効果的に行うこと」が定められたほか、消費者教育推進地域協議会の設置等が都道府県・市町村の努力義務とされるなど、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制づくりが求められている。

しかしながら、現状では、教育委員会における消費者教育の実施や、消費者行政部局との連携は十分ではない。一方、社会教育分野においては、公民館等で現代的・地域的課題についての、地域住民への教育学習支援を行ってきている。このように、社会教育が地域における教育を推進してきた中で培ってきた実績が、消費者教育の推進に十分に活かされていないということが課題となっている。

このため、地域における消費者教育の推進体制づくりを進めるため、社会教育の仕組みや取組を活用した実証的調査研究等を行い、効果的な連携・協働による消費者教育推進体制を全国に構築する。

2 委託先

- (1) 地方公共団体、国公私立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）
- (2) (1) を中心とする実行委員会・コンソーシアム

ただし、(2) に該当する団体については、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④団体等の本拠としての事務所を有すること

3 委託内容

教育委員会、消費者行政部局、学校（大学等含む）、公民館、企業、消費者団体、NPO等の関係者で実行委員会を組織し、社会教育の仕組みや取組を活用して、連携・協働による消費者教育の取組を実施する（実施例参照）。さらに、その取組の検証を通して、教育行政を含む消費者教育推進のための連携・協働体制の実践モデルを作成する。

（実施例）

- ・学校支援ボランティアの希望者に対し、消費者団体等と協働で、消費生活に関する研修を実施し、消費者教育の担い手を養成する。
- ・図書館等社会教育施設において、消費者団体等と協働で、消費者教育講座を実施し、親子、高齢者など受講者の特性に合わせた学習機会を提供する。

4 委託期間

本事業の実施期間は、委託を受けた日から同年度の3月14日までとする。

5 委託手続

- （1）委託先が上記3の委託を受けようとするときは、本事業に関する事業計画書及び経費計画書（様式1-1～様式1-3）を文部科学省に提出する。（再委託を計画している場合は本要綱9に定める様式2-1、2-2も合わせて提出する。）
- （2）文部科学省は、上記5（1）により提出された事業計画書及び経費計画書（様式1-1～様式1-3）の内容を検証し、内容が適当であると認めた場合、当該委託先に対し本事業の実施を委託する。

6 業務完了の報告

委託を受けた委託先は、事業が終了したときは、事業が終了した日から10日以内もしくは3月14日のいずれか早い日までに、本事業に関する成果報告書及び収支精算報告書（様式4-1～様式4-6）を文部科学省に提出する。

7 委託費の額の確定

- （1）文部科学省は上記6に基づき提出された成果報告書及び収支精算報告書（様式4-1～様式4-6）について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先に通知す

るものとする。

(2) 上記の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

8 委託経費

(1) 文部科学省は、予算の範囲内で本事業に要する経費（諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、賃金、保険料、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

(2) 委託費は、上記7（1）による額の確定通知後、委託先の請求に基づき支出する。

(3) 委託事業の実施にあたり、文部科学省が事業完了前に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委託費の全部または一部を、委託先の請求に基づき概算払することができる。

(4) 預貯金により生じた利息については、当該事業を遂行するために必要な経費に充当することとする。

(5) 委託先においては適切に監査を行い、委託費の適正な執行に努めること。

(6) 文部科学省は、委託先が本委託要綱等に違反したとき、または本事業の遂行が困難であると認めるときは、委託契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

(7) 委託先は、本事業の計画を変更する場合、または所要経費の費目間流用をする場合は文部科学省に計画変更承認申請書（様式3）を提出し、その承認を受けることとする。ただし、当初費目ごとに配分された経費の20%以内の変更（20%を超える変更であっても、その金額が5万円未満の場合を含む。）をする場合を除く。

(8) 代表者及び所在地等の変更を必要とする場合及び本事業の継続が不可能になった場合等は速やかに文部科学省へ連絡し指示を受けることとする。

9 再委託

(1) 委託事業のうち、その内容が第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められるものについては、委託事業の一部を再委託することができる。委託先が再委託を行う場合は、文部科学省と委託先との委託契約の事務手続き等に準じて、再委託先との間で同様の手続きをとることとする。

(2) 委託先は、事業の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、再委託金額及び履行体制に関する事項を記載した事業計画書等（様式2-1～様式2-2）を文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の相手方の変更等を行おうとする場合も同様とする（ただし、軽微な変更の場合を除く）。

(3) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

- (4) 委託先は、事業を再委託する場合、再委託した事業に伴う第三者の行為について、文部科学省に対して全ての責任を負うものとする。

10 著作権

- (1) 委託先は、本事業により発生した著作権がある場合には、原則として、本事業完了後速やかに文部科学省に帰属させる。
- (2) 本事業の実施により委託先が作成したパンフレット・チラシ・資料・報告書等これらに類するものの著作権は、委託先に帰属させる。
- (3) 上記10(2)の規定にかかわらず、文部科学省が必要と認めたときは、委託先は、無償にて文部科学省が使用することを許諾することとする。

11 書類の保存

委託先は、委託費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、文部科学省からの請求があったときには速やかに提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本事業を実施した翌年度から5年間整理保存することとする。

12 その他

- (1) 文部科学省は、委託先における本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、本事業の実施にあたり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、本事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 事業の実施に関して生じた損害は、委託先の負担とする。ただし、委託先の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。
- (6) 委託先は、事業の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- (7) 委託先は、事業の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- (8) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

~~~~~  
【別紙】

要綱 5 に定める様式（事業計画書及び経費計画書）

様式 1 - 1、様式 1 - 2、様式 1 - 3

要綱 6、要綱 7 に定める様式（成果報告書及び収支精算報告書）

様式 4 - 1、様式 4 - 2、様式 4 - 3、様式 4 - 4、様式 4 - 5、様式 4 - 6

要綱 8 に定める様式（計画変更承認申請書）

様式 3

要綱 9 に定める様式（再委託先に関する事項及び経費計画書）

様式 2 - 1、様式 2 - 2